

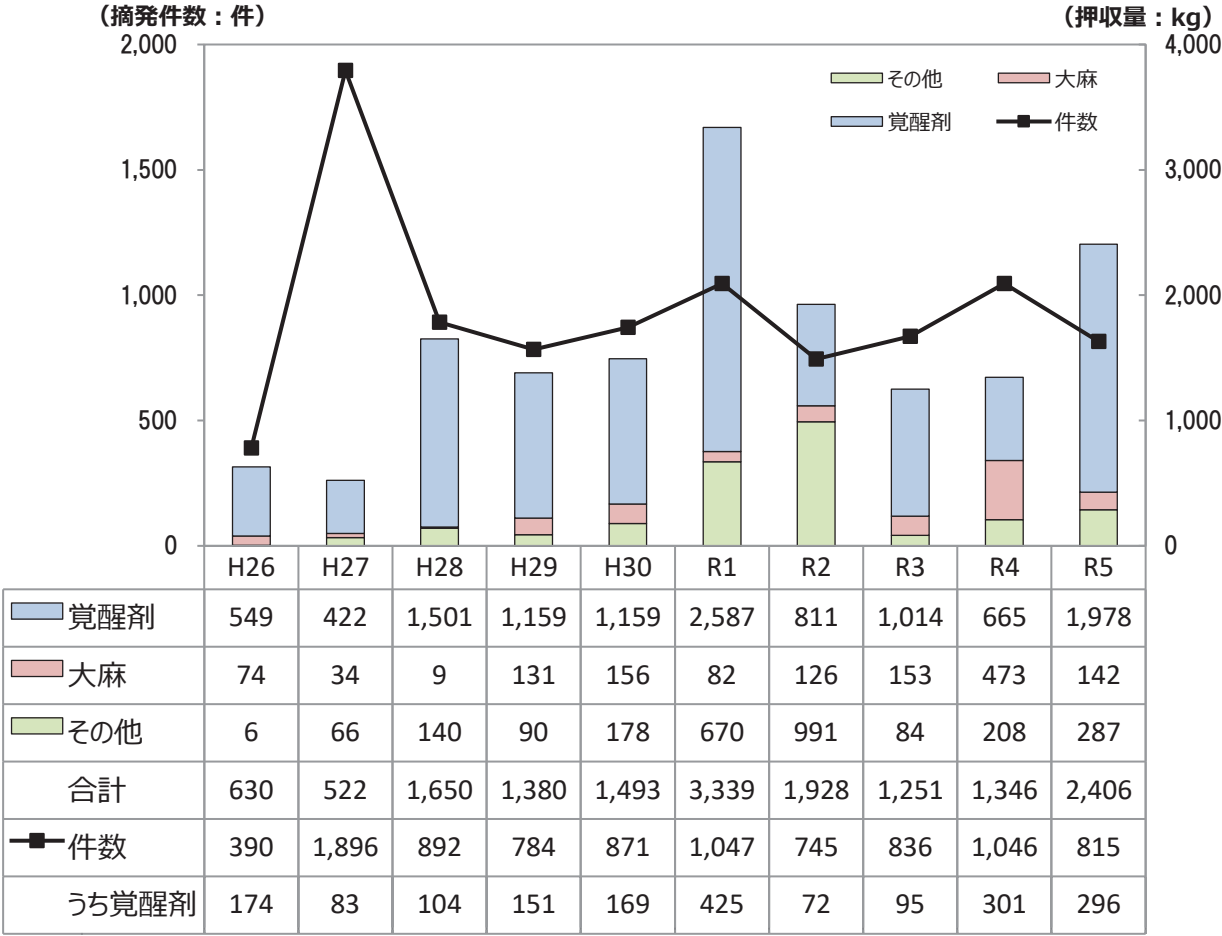
I. 不正薬物の密輸動向

1. 不正薬物の摘発状況

令和5年の1年間における不正薬物*¹密輸事件の摘発件数は815件（前年比22%減）と減少し、押収量*^{2,3}は約2,406 kg（同79%増）と増加しました。不正薬物全体の押収量は2トンを超え、8年連続で1トンを超えることとなり、過去2番目を記録しました。

*1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。
*2 錠剤型薬物を除く。
*3 重量等未確定の場合には含まれないものがある。以下、個々の押収量についても同様。

不正薬物の摘発件数と押収量の推移



（注） その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。令和5年の数値は速報値。
令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。

(1) 覚醒剤

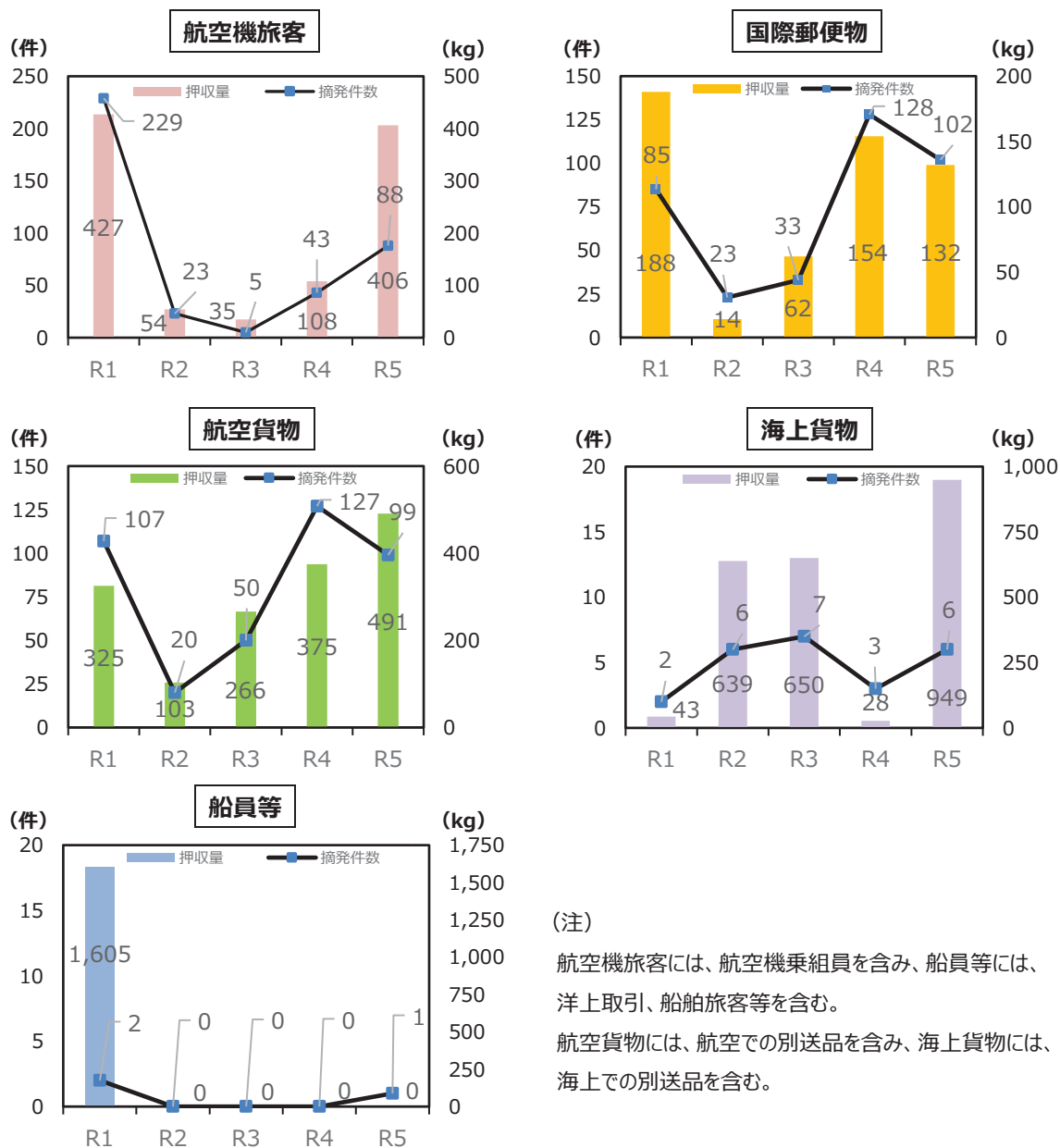
<覚醒剤の摘発状況>

令和5年の1年間における覚醒剤密輸事件の摘発件数は、296件（前年比2%減）と減少し、押収量は約1,978kg（同約3倍）と大幅に増加し、押収量は過去2番目を記録しました。

なお、押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約6,593万回分、末端価格にして約1,226億円に相当します。

密輸形態別の押収量では、海上貨物が約949kg（同約34倍）、航空機旅客が約406kg（同約3.8倍）となり、前年より大幅に増加しました。また、航空貨物が約491kg（同31%増）、国際郵便物が約132kg（同15%減）となり、引き続き高水準で推移しています。

密輸形態別の摘発件数と押収量の推移



海上貨物及び航空貨物から、それぞれの密輸形態で覚醒剤の一度の押収量としては過去最高となる密輸事件を摘発するなど、複数の大口事犯を摘発しました。また、航空機旅客からは、一度に約 24 kgの覚醒剤を密輸入しようとするなどの大口事犯も散見されました。

＜覚醒剤の主な摘発事例＞

【事例 1】海上貨物 <<海上貨物で過去最高の覚醒剤押収量>>

アラブ首長国連邦から到着した海上貨物（PVCボード）に隠匿された覚醒剤約 704kgを摘発しました。（令和 5 年 3 月・東京税関）



【事例 2】航空貨物 <<航空貨物で過去最高の覚醒剤押収量>>

メキシコから到着した航空貨物（研磨機）に隠匿された覚醒剤約 113kgを摘発しました。（令和 5 年 9 月・大阪税関等）



【事例 3】海上貨物

カナダから到着した海上貨物（メープルシロップ）に隠匿された覚醒剤約 116kgを摘発しました。（令和 5 年 6 月・横浜税関）



【事例 4】航空機旅客

カナダから成田国際空港に到着した旅客の携帯品（スーツケース）に隠匿された覚醒剤約 24kgを摘発しました。（令和 5 年 7 月・東京税関）



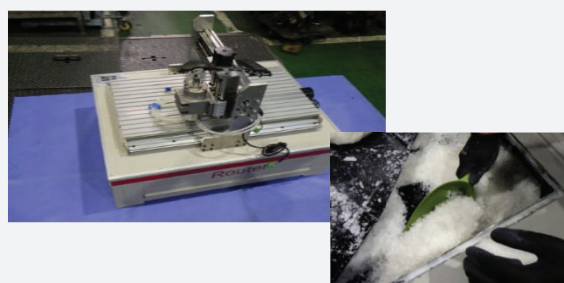
【事例 5】

アメリカから到着した国際郵便物（ボードゲームの箱）に隠匿された覚醒剤約 2.9kgを摘発しました。（令和 5 年 3 月・名古屋税関）



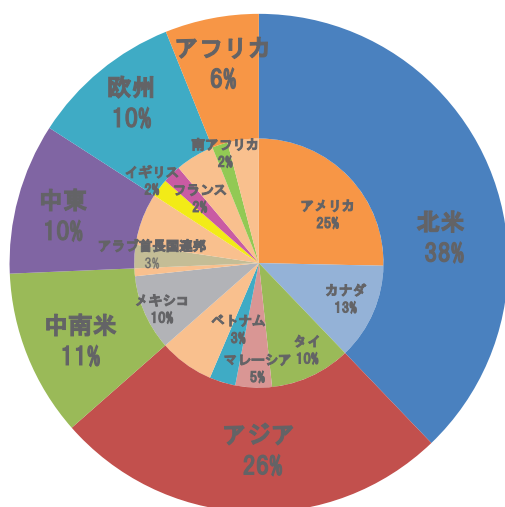
【事例 6】

メキシコから到着した航空貨物（工作機械）に隠匿された覚醒剤約 30kgを摘発しました。（令和 5 年 7 月・大阪税関）

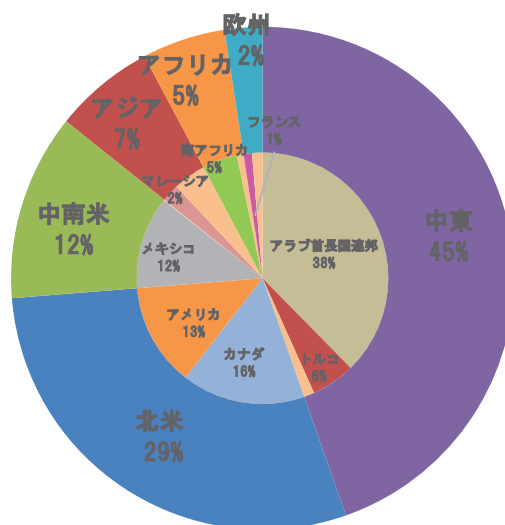


密輸仕出地別摘発実績では、件数の割合をみると北米が 38%（112 件）と最多となりました。
また、押収量の割合については、中東が 45%（約 883 kg）と最大となりました。

覚醒剤・仕出地域別件数



覚醒剤・仕出地域別押収量



(2) 大麻

<大麻の摘発状況>

令和 5 年の 1 年間における大麻密輸事件の摘発件数は 132 件（前年比 4 %減）、押収量は約 142 kg（同 70%減）と共に減少しました。

大麻草の押収量は約 74 kg（同 77%減）、大麻樹脂等（大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品を含む。）の押収量は約 68 kg（同 57%減）と共に減少しました。

仕出地別の摘発件数では、アメリカが 32%、次いでタイが 22%、ベトナム及びカナダが 9 %となり、アジア及び北米で約 8 割を占めました。

<大麻の主な摘発事例>

【事例 7】

カナダから成田国際空港に到着した旅客の携帯品（スーツケース）に隠匿された大麻草約 24kg を摘発しました。

（令和 5 年 9 月・東京税関）



(3) 麻薬

<麻薬の摘発状況>

令和5年の1年間における麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）密輸事件の摘発件数は234件（前年比1%減）と減少し、押収量は276kg（同47%増）と増加し、錠剤型は約36千錠（同55%減）と減少しました。

コカインの摘発件数は67件（同約2.4倍）、押収量は約103kg（同約2.1倍）と共に増加しました。

MDMA等の摘発件数は60件（同39%減）と減少し、押収量は約109kg（同17%増）と増加し、錠剤型は約36千錠（同55%減）と減少しました。

<麻薬の主な摘発事例>

[事例8]

ドイツから東京国際空港に到着した旅客が飲み込んで体内に隠匿されたコカイン約 1.1kgを摘発しました。（令和5年6月・東京税関）



[事例9]

カナダから東京国際空港に到着した旅客の携帯品（スーツケース）に隠匿された MDMA 約 6.9kg 及び ケタミン約 996g を摘発しました。（令和5年10月・東京税関）



(4) 指定薬物

<指定薬物の摘発状況>

令和5年の1年間における指定薬物密輸事件の摘発件数は143件（前年比60%減）、押収量は約11kg（同45%減）と共に減少しました。

<指定薬物の主な摘発事例>

[事例10]

ベトナムから到着した国際郵便物に隠匿された指定薬物（亜硝酸イソブチル）約 127gを摘発しました。（令和5年4月・神戸税関等）



2. 不正薬物の乱用がもたらす影響

覚醒剤や麻薬などは、それを乱用する人間の精神や身体をボロボロにし、人間が人間として生活を営むことができなくなるだけでなく、場合によっては死亡することもあります。

また、不正薬物の乱用による幻覚・妄想が、殺人、放火等の凶悪な犯罪や交通事故を引き起こすことがあるなど、乱用者本人のみならず、周囲の人、さらには社会全体に対しても、取り返しのつかない被害を及ぼしかねないものです。

（１）精神と身体への影響

覚醒剤をはじめとする不正薬物の乱用は、精神と身体の両面を深く致命的に破壊します。体の主要な器官に次のような深刻な悪影響を及ぼし最悪の場合死に至らしめます。

- ・ 脳…脳の委縮、脳出血〔記憶力低下・ぼけ症状〕
- ・ 眼…視神経の異常、眼底出血〔視力低下・失明〕
- ・ 気管支…粘膜異常〔気管支炎〕
- ・ 肺…粘膜異常〔肺がん〕
- ・ 胃…胃粘膜の異常及び出血〔胃痛・吐き気・嘔吐〕
- ・ 骨髄…赤血球の形成異常〔貧血〕

また、薬物の乱用により、脳の正常な発達を止めてしまい、精神のバランスを悪くさせます。また一時的に頭が冴える、神経が興奮するというような感覚を得たように感じられることがありますが、その後、脱力感や疲労感に襲われ、ついには幻覚、妄想といった症状が引き起こされます。

（２）周囲の人たちへの影響

薬物乱用がもたらす影響は個人にとどまらず、周囲の人や社会全体に害をもたらします。代表的なひとつが暴力です。長い間、薬物を乱用していると、知覚障害・食欲減退・情緒障害、幻覚や被害妄想が強くなり、家族に乱暴したり、常に凶器をもち歩くなどの異常行動がめだつようになります。家族や周囲の人たちはそれらにふりまわされ、恐怖と苦痛の毎日を強いられることになります。

また、不正薬物の密売価格は高額であり、ばく大な借金に追い回されたあげく、家庭崩壊、生活破綻にまでいきついたり、未成年の子どもが家の金品を持ち出したりするなど、薬物乱用は経済的にも深刻な事態を招きます。

さらに、薬物乱用はさまざまな犯罪にもむすびついています。幻覚や妄想、フラッシュバック現象*によってひきこされる殺人、放火、監禁、傷害などの凶悪な事件や、薬代欲しさの窃盗などがあとをたちません。

このほか、乱用薬物が国際麻薬犯罪組織や日本の暴力団の資金源になるといった社会問題など、薬物乱用による影響は広い範囲にわたり、さまざまな角度から市民生活をおびやかしています。

*薬物の乱用などでひとたび幻覚・被害妄想などの精神病の症状が生じると、治療によって表面上は回復しているかにみえても、精神異常が再び起こりやすい下地が残ってしまい、乱用をやめ、普通の生活に戻ったようでも、何かの刺激によって再び幻覚・妄想などの精神異常が再燃することがあります。これをフラッシュバック（自然再燃）現象といい、お酒を飲んだり心的なストレスなど、ほんの小さなきっかけでおこってしまうのです。

参照、引用先 税関ＨＰ

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/smuggler/abuse.htm>